

「こどもの権利条約プロモーター学会」設立趣意書（案）

1989年に国連で採択され、日本でも1994年に批准された「こどもの権利条約（子どもの権利条約）」、そして2023年に施行された「こども基本法」は、ひとりひとりのすべてのこどもが尊重され、幸せに生きるための基盤となるものです。

しかし、条約に書かれた原則やこどもの権利が、私たちの地域社会や学校、家庭といったあらゆる場面で十分に実現されているとは未だ言い難い現状があります。こどもの権利を真に社会へ根付かせるためには、単なる知識の普及に留まらず、条約を深く学び、地域社会で自ら行動を起こす「プロモーター（推進者）」の存在と、それを支える研究・実践のネットワークが不可欠です。

これまで「こどもの権利条約プロモーター講座」では、弁護士の専門的な知見を交えながら、条約の条文をじっくりと読み解き、基礎から発展へと学びを深める場を提供してまいりました。多くの受講者が熱意を持って学び、それぞれの地域での実践を模索しています。

この歩みをさらに一歩進め、受講者・修了者、そしてこどもの権利に関わるすべての実践者・研究者が継続的に集い、知見を共有し、相互に高め合える場として、ここに「こどもの権利条約プロモーター学会」を設立いたします。

本学会は、こどもの権利条約に関する学術的・実践的な研究を行うとともに、こどもの権利を社会に広める人材（プロモーター）の育成・認定、および会員相互のネットワーク構築を目指します。まずは小さな一歩から、こどももおとなも共に尊重される地域社会の実現に向けて、共に歩みを進めていきましょう。

2026年7月11日

発起人代表 定者 吉人

こどもの権利条約プロモーター学会 会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「こどもの権利条約プロモーター学会」（以下、「本会」という）と称する。

（目的）

第2条 本会は、こどもの権利条約およびこども基本法に関する研究・学習を深め、社会に普及させるための人材（こどもの権利条約プロモーター）の育成、認定、および会員相互の実践・研究情報の交換を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) こどもの権利条約プロモーター講座（基礎コース・発展コース等）の企画および運営
- (2) プロモーターの修了認定および資格管理
- (3) 定期的な勉強会、研究会、セミナー等の開催
- (4) Web サイト等を通じた研究成果や資料の公開
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（事務局）

第4条 本会の事務を行うため、事務局を置く。

2. 事務局は、代表が指定する場所に置く。

3. 代表は、本会の事務または金銭管理の全部または一部を、外部の法人に委託することができる。

第2章 会員

（会員の種別）

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した個人とする。

（会員の権利）

第6条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が開催する講座、セミナー、研究会等に、所定の費用（受講料または参加費）を支払って参加すること。

(2) 本会が提供する資料や情報の提供を受けること。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者（または受講希望者）は、所定の申込方法により代表に申請し、承認を得なければならない。

(会費および受講料)

第8条 会員は、別に定める入会金、年会費、または講座受講料を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、代表に対して所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代表の判断により、これを除名することができる。

- (1) 本会の会則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費または講座受講料を、所定の期日を過ぎても納入しないとき
- (4) その他、代表が本会の円滑な運営に支障があると認めたとき

(拠出金の不返還)

第11条 既納の入会金、年会費、および講座受講料は、退会または除名の場合であっても、原則としてこれを返還しない。

第3章 組織・運営

(代表)

第12条 本会に代表1名を置く。

2. 代表は本会を主宰し、業務を統括する。初期の代表は発起人代表が務める。

(意思決定および意見の聴取)

第13条 本会は個人主宰の任意団体として運営される。

2. 代表は、本会の運営及び事業の参考とするため、特定のテーマごとに随時、会員との意見交換会を行うことができる。

(会則の変更)

第 14 条 本会則の変更は、代表がこれを行う

第 4 章 資産および会計

(資産の管理)

第 15 条 本会の資産（受講料、会費、寄付金等）は、代表または代表から委託された法人が管理する。

2. 本会の運営に必要な経費は、代表の判断により資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

2. 代表は年度終了後に前年度の収支の概略を適宜の方法により会員に通知する

附則

1. 本会則は、2026 年 9 月 1 日（設立日）より施行する。

2. 本会の設立初期における運営のルールは、会員になろうとする者の意見を参考に代表が別途定める。